

## 臨時記者会見 市長あいさつ

令和2年4月10日

今日は記者会見にお集まりいただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス関連の市の対応について発表させていただきます。先日4月7日開催の第12回常総市対策本部において、今後の対策予防が決定したので報告させていただきます。併せて市民向けに行ったマスク配布の実績についても各新聞にも報道させていただきましたが、マスク配布についてもご報告させていただきます。

### 【保育所、幼稚園、認定こども園及び児童クラブの利用自粛について】

まず、最初に感染症予防対策として実施いたしますのは、保育所、幼稚園、認定こども園及び児童クラブにおける利用の自粛のお願いとなります。これは本当に必要な方以外で自宅等で監護ができる方はなるべく感染予防の観点から利用の自粛をいただければということです。ご利用の自粛につきましては、期間は令和2年4月13日（月）から令和2年5月10日（日）までとさせていただきます。対象施設につきましては、公立及び私立を含めた保育所、幼稚園、認定こども園、児童クラブで合計35施設となります。

利用の自粛をしていただいた方につきましては、利用の実態に応じた利用料のご負担をいただくこととしております。

続きまして、実施中の感染予防対策といたしまして、妊婦さんへのマスク配布を実施しております。配布枚数は1人8枚を母子手帳交付時に配布をしております。4月1日から行っています。なお、それ以前より妊娠をされている方には周知をしながら配布をする予定です。配布枚数は約2,500枚（母子手帳交付者320人×8枚）を予定しています。

また、感染リスクの高い医療機関等へのマスク配布ですが、市内のきぬ医師会会員である4病院（きぬ医師会病院、水海道さくら病院、水海道西部病院、水海道厚生病院）及び18診療所、並びに市の歯科医師会等23箇所、併せて45箇所につきましては、18,750枚。

（病院1,000枚、診療所500枚、歯科医院250枚）のマスク配布を予定しています。

最後に4月2日から5日までに市民に対して行ったマスク配布の実績につきましては、24,569世帯の内24,524世帯に配布を行いました。配布率は83.54%となっています。多くの市民の皆様にドライブスルー方式でお配りすることができました。

なお、マスク配布は今日まで受領できなかった世帯に本庁舎、石下庁舎で配布を行っています。また最終的な数字はお伝えしたいと思います。

### 【公共施設について】

次に、公共施設の休館については、先日の記者会見で順次開所すると申し上げましたが、国の緊急事態宣言もあり、再度、屋外施設を含む52の公共施設を休館することといたします。期間については、令和2年5月10日（日）までで、今後の発生状況によっては、この期間

の延長も視野に入れていきます。詳細な施設につきましては、添付資料でご確認をお願いします。

#### 【出前・テイクアウト推進事業について】

また、昨日常総市議会随時会議を行って補正予算全会一致で議決をいただいた内容について説明させていただきます。これは常総市独自の施策になります。現在不要不急の外出が制限されております。思うように買い物に行けない、外食が出来ないといった状況をご心配をして、市民の皆様が元気になってもらいたい、そういう思いから、新たな事業を立ち上げることができました。事業名は、「出前、テイクアウト推進事業」です。市民の皆様には、出前やテイクアウトを利用していただくことで、感染リスクの軽減を図りつつ、販売価格の一部を市が補助することで、通常よりも安く食事をすることができます。本事業の積極的な利用は、ひいては、市内飲食業者の売上げの増加、経済の活性化につながっていくと考えています。この事業の予算、期間につきましては予算 2,100 万円、商工会員の飲食事業者 70 事業者を想定しております。事業期間は、令和 2 年 4 月 23 日から 8 月 31 日までを予定しております。イメージとしては、通常価格 700 円の商品を出前・テイクアウトした場合、300 円を市が補助しますので、400 円で購入することができます。通常価格 500 円の場合は、半額の 250 円で購入できます。1 事業者あたり最大 30 万円の補助。通常価格 600 円以上の商品を出前・テイクアウトした場合 1,000 食分の補助が受けられます。これから飲食事業者の募集をかけていきますのでご利用いただけるようアナウンスのご協力をいただければありがたいと思います。以上がコロナウイルス関連の発表です。

#### 【その他】

また記者の皆様へ 1 点発表させていただきます。昨年 4 月から今現在も私自身と常総市役所を中傷する文書が複数の市議会議員宅に郵送されたり路上に置かれたりばらまかれたり、ポスティングされていたりする。こういう行為は断固として許せない。市民、市職員に無用な混乱を招いている状況であります。常総市役所への不信感を情勢して業務の遅延を生じさせたとして、この行為に対して信用棄損罪及び業務妨害罪に該当するとして。行為者に対して厳重な処罰を求め常総警察署へ告発のための相談を開始したことを報告させていただきます。市としてはコロナウイルス対策で市民の不安を少しでも和らげる、または感染予防のために全精力を傾けていくことに集中しているときにこういうことは断固として許せないですし、全く事実無根ということも市民の皆様にも安心していただく上でもしっかりとした対応をとっていきたいと考えます。